

# 室蘭ミニバレーボール協会部会規程

## (部会の設置)

第1条 本会に次の部会を置く。

- ① 企画総務部
- ② 普及指導部
- ③ 審判部

2 企画総務部の中には次の委員会を置く。

- ① 室蘭市ルール委員会
- ② 大樹町ルール委員会
- ③ ソフトバレールール委員会

## (部会の業務)

第2条 各部は本会の目的を達成するために次の業務を行う。

- ① 企画総務部は本協会の事業の企画を行い、運営の任にあたる。
- ② 普及指導部はミニバレーの普及指導にあたる。
- ③ 審判部は各種大会の審判にあたりるとともに、研修を行い審判技術の向上に努める。

## (部会の役員)

第3条 部会の役員構成は次のとおりとし、本会の規約第15条により選出する。

- ① 部長 (1名)
- ② 副部長 (1名)
- ③ 部員 (若干名)

## (職 務)

第4条 部長は部を代表し、業務を統括する。

2 副部長、部員は部長を補佐する。

## (任 期)

第5条 任期は2年とし、再任は妨げない。補充者の任期は前任者の残任期間とする。

## (附 則)

この規約は平成4年5月27日から施行する。